

令和 2 年第 2 回

長門市議会臨時会

議案参考資料

## 目 次

### 議 案

第2号	長門市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	・・・	1
-----	----------------------------	-----	---

## 長門市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正の趣旨

本市において行う後期高齢者医療制度に関する申請受付等の事務については、長門市後期高齢者医療に関する条例第2条に規定しているが、国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策－第2弾－」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を受けて、山口県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給を実施することとなったことから、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

市において行う事務として、傷病手当金支給申請の受付事務に関する規定を追加（第2条関係）

### 3 施行期日

公布の日

### 4 その他

- ・支給対象者及び支給要件等は下記のとおり（支給は山口県後期高齢者医療広域連合から）。なお、支給額全額が国の特別調整交付金の対象となる。

#### 【対象者】

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

#### 【支給対象となる日数】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

#### 【支給額】

1日当たりの支給額 [= (直近の継続した3箇月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × (2/3)] × 支給対象となる日数

#### 【適用期間】

令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6箇月まで）

長門市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正後	現行
<p>本則</p> <p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>広域連合条例第2条の2の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p>	<p>本則</p> <p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p>